

(別紙2)

## いちかわ未来創造会議の社会実証実験に係る利用規約

- いちかわ未来創造会議の社会実証実験は、地域住民にとって便利でやすいまちの実現を図りながら、研究者やスタートアップが抱える実証フィールド不足の解消を目指すものです。
- 以下の規約(以下「本規約」といいます)をよく読んで、同意した方のみ、申請ください。申請書類をいちかわ未来創造会議事務局に送付いただいた時点で、以下の規約に同意したものとみなします。
- この規約の内容は変更することがあります。変更した場合、いちかわ未来創造会議社会実証実験のWebサイト (<https://ichikawa-poc.com>) その他適宜の方法で通知しますが、通知完了をもって、変更後の規約に同意したものとみなします。

### 第1条 応募にあたっての注意事項

- 1 いちかわ未来創造会議の社会実証実験(以下「本実証実験」といいます)では、健康分野での事業化を目指す研究(以下「本研究」といいます)を対象に、本研究の技術実証を希望する技術者・研究者・起業家(以下「本研究者等」といいます)を募集しています。なお、健康分野とは、心や体の「健康」みならず、人を取りまく環境までを広く「健康」分野として捉えることを想定しています。
- 2 以下の各号に該当する場合、本実証実験に応募することができません。
  - ①事業化に向けた技術実証の実施を目的としていない場合
  - ②本研究が健康分野でない場合
  - ③本研究が軍事目的の場合
  - ④本研究及び本研究の技術実証が第三者の権利(特許、著作、意匠等の知的財産権を含みますがこれに限られません。)を侵害する場合
  - ⑤本研究が不正行為(データや研究結果等のねつ造、改ざん、盗用等を含みます)によって得られたものである場合
  - ⑥本研究及び本研究の技術実証が法令、公序良俗等に違反する場合
  - ⑦本研究者等が暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に該当又は何らかの関係を有する場合
  - ⑧その他前各号に準じる場合
- 3 第11条に定めるように、一度ご応募いただいた情報の一部は、事前に確認のうえ、公表されることがあります。本実証実験へご応募の際には、本規約をよくご確認ください。

### 第2条 賞賜金(実証支援費)の取り扱い

- 1 本実証実験に採択された本研究者等(以下「採択者」といいます)のうち3者に対し、市川市が賞賜金(実証支援費、以下「本支援費」といいます)としてそれぞれ50万円を支給します。本支援費は、本研究の技術実証に係る直接経費に対して自由に使用することができます。
- 2 使用費目について、後から内容を確認することがあります。
- 3 本規約に違反した場合、賞賜金(実証支援費)を市川市へ返還させる場合があります。

### 第3条 間接経費の不支給

本実証実験では、間接経費は支給しません。また、本支援費を間接経費に使用することはできません。

### 第4条 申請

- 1 本実証実験の応募にあたっては、所定のフォームよりエントリーを行ってください。
- 2 エントリーにあたって必要な書類は本研究者等自身が作成する必要があります。

3 本実証実験への応募後、応募書類に記載された応募者に関する情報（本研究者等の所属を含みますがこれに限られません。以下「申請者情報」といいます）が変更された場合、直ちに本実証実験の運営事務局（以下「事務局」といいます）へ連絡してください。

4 応募書類に記載された情報は、本実証実験の主催者である「いちかわ未来創造会議」（以下「主催者」といいます）及び事務局と共有します。

#### **第5条 メンタリング**

事務局は、主催者及び事務局の裁量により、本研究者等とメンタリングを行う場合があります。メンタリングの方法、回数その他必要な事項は、事務局が定めるものとします。

#### **第6条 研究成果**

1 採択者は、主催者に対し、主催者が採択通知を送付した日から2020年2月末日までに、本支援費により実施した本実証実験の結果（以下「本成果」といいます）について報告書（別途主催者が指定する書式）を提出する必要があります。

2 採択者は、本成果を学会発表や学術論文として報告するよう努力するものとします。

3 採択者は、本成果を学会発表、学術論文その他媒体を問わず発表、報告する場合、本事業の支援を受けて行った研究の成果であることを表示するものとします。表示名は主催者の裁量で決定し、通知しますが、原則として「いちかわ未来創造会議」とします。

4 採択者は、本成果を論文、新聞、雑誌、学会その他媒体の如何を問わず発表、報告する場合、及び本成果を含む形で本研究に関連して特許権、商標権その他一切の知的財産権（ただし、著作権を除きます）を出願する場合には、主催者に事前に報告の上、協議を行うものとします。

5 前三項については、採択者が本実証実験に採択されてから満3年が経過するまで有効とします。

6 採択者は、2020年2月末日の時点で、本支援費により実施した本実証実験の結果が十分に得られず、かつ、主催者が本実証実験を継続させる必要があると判断した場合、主催者との協議を行うものとします。

#### **第7条 研究活動の公正性**

本研究及び本研究の技術実証にあたり、一切の不正行為（本成果の中に示されたデータや研究結果等のねつ造、改ざん、盗用等）を行ってはなりません。不正行為に関与してもいけません。

#### **第8条 生命倫理・安全対策等の順守**

本研究の技術実証計画に、社会的なコンセンサスが必要とされている内容や、情報の取扱いに配慮する必要がある内容、生命倫理や安全対策に対する取組が必要とされている内容、関連する法令等を遵守しなければ行うことができない内容が含まれる場合があります。このような技術実証を行う場合には、関連法令を遵守する必要があります。

#### **第9条 免責**

本研究、本研究の技術実証及び本実証実験に関し、主催者（本条においては事務局を含みます）は、本研究者等に対し何らの責任も負いません。本研究や本研究の技術実証は、本研究者等の責任で行うものとします。

#### **第10条 情報の利用・第三者提供**

1 本実証実験に関し、主催者（本条においては事務局を含みます）が取得した個人情報、別途主催者が定めるプライバシーポリシー（<https://ichikawa-poc.com/.assets/besshi1.pdf>）に従って管理・利用いたします。

2 前項に定める他、申請者情報、申請書に記載された研究内容に関する情報その他一切の情報は、事務局と共有します。

## 第11条 情報の公表

主催者は、本研究者等の情報（氏名、年齢、所属、顔写真等の個人情報を含みます）、本研究者等の研究テーマ（計画書①提案者概要及び②実証実験の内容の一部）について、事前に確認のうえ、主催者又は事務局のウェブページ、冊子、新聞、雑誌、SNSその他媒体の如何を問わず、採択者の個人情報と共に公表する場合があります。

## 第12条 成果報告会への参加

1 採択者は、主催者が指定する成果報告会（2020年3月27日実施予定）に出席の上、本成果の内容を含む本研究について新規性が失われない範囲で報告するものとします。

2 主催者及び事務局は、前項の成果報告会において、会場内の様子及び採択者の発表を撮影、録音及び録画する場合があります。撮影した内容については、主催者又は事務局のウェブページ、冊子、新聞、雑誌、SNSその他媒体の如何を問わず、本研究者等の個人情報と共に又は単独で公表する場合があります。

## 第13条 準拠法・管轄

本規約は、日本法に準拠するものとします。また、本研究者等と主催者又は事務局との間で、本実証実験に関し訴訟の必要が生じた場合、千葉地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とするものとします。

## 第14条 お問い合わせ

本規約に関するお問い合わせはいちかわ未来創造会議 社会実証実験Webサイト (<https://ichika-poc.com/>) より担当者までお願いいたします。

以上